

(概要)

●「新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資」における経営者保証免除対応の要件緩和について

(緩和前)

下記の要件をいずれも満たす場合に保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 直近の決算が資産超過であること。
- ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えてない。

(緩和後)

下記の要件をいずれも満たす場合に保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えてない。

(参考) 新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資の概要

融資限度額	4,000万円	融資利率	1.0%以内
対象要件	売上減少率15%以上等	融資期間	10年以内 (うち据置期間5年以内)
信用保証	必須 →要件を満たせば経営者保証免除対応が可能	保証料	ゼロ
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日		